

令和2年度における入札・契約制度の改正について（お知らせ）

高砂市が発注する建設工事について、入札及び契約の公平性、建設業者の受注機会の均衡を図ることを目的に下記のとおり入札・契約制度を改正いたしますので、お知らせします。

記

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限

公正な競争環境の確保の観点の問題から公平な受注機会の均衡を図るため、令和2年4月1日以降に執行する入札から資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を設けず（別紙基準）。

制限の内容は、全ての競争入札で、親会社・子会社と役員兼務の関係にある会社は、同一の入札に参加できないものとするものです。

[問合せ先]

高砂市財務部財務室契約管財課契約係
TEL 079-443-9011（直通）
内線 3394

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公正な入札を執行するため、建設工事において一定の資本関係又は人的関係にある複数の者に対し同一の入札への参加制限（以下「入札制限」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(制限の基準)

第2条 市長は、同一の入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該同一の入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。）

ア 子会社と親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アの場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときを除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役、取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役及び同条第15号に規定する社外取締役を除く。）及び同法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(対象とする入札案件)

第3条 この基準に基づく入札制限を行う入札は、競争入札案件とする。

(基準に該当する場合の取扱い)

第4条 第2条の規定に該当する者が行った入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに同条の規定に該当することが判明し、かつ、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としないことができる。

(入札公告等への記載)

第5条 市長は、入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、第2条の規定に該当する複数の者のした入札は無効とすることを入札公告等に明示するものとする。

(基準該当の審査)

第6条 入札参加資格審査申請を行う者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書とともに、関連会社申告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申告内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

用語の定義

1 資本関係

(1) 「子会社」(会社法第2条第3号)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(2) 「親会社」(会社法第2条第4号)

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※資本関係にある者について、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合は、記載は不要です。

2 人的関係

「役員」

①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

②取締役(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役及び同条第15号に規定する社外取締役を除く。)

③会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

④会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※①から③までについては、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときは、記載は不要です。

※監査役及び執行役員は、「役員」に含みません。

記入に当たっての注意事項

- 1 全ての申請者において、この申告書の提出が必要です。
- 2 記入の対象となるのは、高砂市の入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。
- 3 関連会社が違う業種(業種とは、建設工事、コンサル、物品の3分類をいいます。)を希望している場合は、該当なしとしてください。(例:申請者が建設工事のみを希望し、関連会社がコンサル業のみを希望する場合)
- 4 記入欄が足りない場合は、コピーしたこの用紙又は別紙に記入して、添付をしてください。
- 5 該当のない場合は「該当なし」と記入して、提出してください。
- 6 該当する役員の解任等記載内容に変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。
- 7 記載内容の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 8 この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、指名停止基準に基づき措置を行うことがあります。